

(案)

委 託 契 約 書

- 1 委託業務名 第5期男女共同参画のための藤井寺市行動計画策定業務委託
- 2 業務期間 令和7年5月 日から令和8年3月31日まで
- 3 契約金額 金0円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金0円)
- 4 契約保証金

上記の委託業務等について、藤井寺市（以下「発注者」という。）と、（会社名）（以下「受注者」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月 日

発注者 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号
藤井寺市
藤井寺市長 岡田 一樹

受注者 (住所)
(社名)
(代表者名)

(案)

(総 則)

- 第1条 受注者は本業務に係る管理責任者を定め、仕様書に基づき責任を持って本業務を行い、仕様書記載の成果品を発注者の指定する場所に納入するものとする。
- 2 受注者は発注者から委託された業務について発注者と緊密な連携をはかり、円滑に業務を遂行するものとする。
- 3 受注者の作成する業務工程表は、発注者に申し出てその内容に対して了承を受けるものとする。

(指示等)

- 第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき、業務を遂行するものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されない仕様又は本業務の細部の部分的な修正及び発注者の都合により委託業務を一時中止又は終了する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- また、この仕様書の修正によって工程の追加若しくは削除が発生し、委託料及び納期を変更する必要があるときも、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(関係書類の検査・閲覧及び報告義務)

- 第3条 発注者は受注者の営業期間中いつでも検査のため、本業務に係る受注者の所有する資料、その他関係書類を閲覧できる。
- 2 受注者は、発注者の請求があった場合は、いつでも本業務の進捗状況を報告しなければならない。

(業務完了の報告・確認・引渡し)

- 第4条 受注者は本業務が完了したときは、成果物を納品するとともに、発注者に業務完了の報告をしなければならない。
- 2 発注者は前項の報告を受けたときは10日以内に業務完了を確認するための検査をしなければならない。
- 3 受注者は前項の検査によって業務完了確認の通知を受けたときは、当該成果物を引き渡すものとする。

(委託料の支払)

- 第5条 受注者は、第4条第3項の検査合格の通知を受けたときは、委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、受注者から前項の請求を受けたときは、30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、受注者が第11条の定めによる違約金支払義務、又は第13条の定めによる損害賠償義務があるにもかかわらず履行しないときは、前項の委託料と相殺し、なお不足のあるときは、追徴するものとする。

(資料等の受渡し場所)

- 第6条 この契約に係る資料等の受け渡し場所は発注者の指定する場所とする。

(案)

(権利・義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約によって生じる一切の権利、義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第8条 受注者はこの契約に定める本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。発注者の承諾がなされた場合、受注者はこの契約に定める受注者と同一の義務を第三者に継承させるものとし、万一事故等が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、業務を行うに当たって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2 受注者は、成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は写し等を譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(事故発生時の報告義務)

第10条 受注者は、本業務を遂行するうえで、事故等の発生により契約の履行に支障が生じ、又は、生じると認めるときは、速やかに事由を付して発注者に報告しなければならない。この場合の措置については、発注者の指示に従わなければならない。

(違約金)

第11条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたとき、及び次に掲げる事由が生じたときは、ただちに発注者の指示に従い違約金を支払わなければならない。

- (1) 受注者がその責めに帰すべき事由により本業務の期限内に履行その他この契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 受注者が第7条から第9条までの条項に違反したとき。
- 2 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、発注者の指示に従わないとき、又はその職務を妨げようとしたとき。
- (4) その他この契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務に関し発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害

(案)

に相当する金額を負担する。ただし発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約履行の原則)

第15条 発注者及び受注者は信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(補足)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。